

平成 30 年度

瀬戸内市各会計歳入歳出決算  
及び基金運用状況審査意見書

令和元年8月

瀬戸内市監査委員



本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された平成30年度瀬戸内市各会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された平成30年度の瀬戸内市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和元年8月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

同 馬 場 政 教



# 目 次

	ページ
第 1 基準に準拠している旨 .....	1
第 2 審査の種類 .....	1
第 3 審査の対象 .....	1
第 4 審査の着眼点 .....	1
第 5 審査の主な実施内容 .....	1
第 6 審査の実施場所及び日程 .....	2
第 7 審査の結果及び意見 .....	3
1 審査の結果 .....	3
2 意見 .....	4
(1) 総括意見 .....	4
(2) 個別意見 .....	6
ア 市が設置している基金の状況について .....	6
イ 財産に関する調書の表示等について .....	11
ウ 会計年度所属区分について .....	12
3 決算の概要 .....	14

## (注)

1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。

3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「—」..... 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」..... 該当数値はあるが、表示単位未満のもの

「△」..... 負数



## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（平成28年瀬戸内市監査委員告示第1号）に準拠して審査を行った。

## 第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

## 第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

平成30年度瀬戸内市一般会計

平成30年度瀬戸内市国民健康保険特別会計

平成30年度瀬戸内市国民健康保険診療施設裳掛診療所特別会計

平成30年度瀬戸内市介護保険特別会計

平成30年度瀬戸内市後期高齢者医療特別会計

平成30年度瀬戸内市土地開発事業特別会計

平成30年度瀬戸内市企業団地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、平成30年度に係る基金の運用の状況を示す書類

## 第4 審査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

## 第5 審査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な審査の証拠を入手して審査を実施した。

また、地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月現金出納検査、同法第199条第4項の規定により実施した定期監査、同法同条第5項の規定により実施した随時監査の結果も考慮

に入れながら、必要に応じ関係者からの説明を聴取して審査を実施した。

## **第6 審査の実施場所及び日程**

審査の実施場所：瀬戸内市役所（瀬戸内市邑久町尾張300番地1）

日程：令和元年6月28日から同年8月26日まで



## 第7 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

#### (1) 各会計歳入歳出決算

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、おおむね適正に表示しているものと認められた。また、予算の執行についても、おおむね適正に執行されているものと認められた。

#### (2) 財産に関する調書

土地及び建物、出資による権利、物品、債権、基金については、多くの項目において誤った決算年度末現在高等が記載されていることから、30年度の財産に関する調書は適正に表示されていないと認められた。

#### (3) 基金の運用状況

基金の運用の状況を示す書類は証書類と符合し適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用もおおむね適正に執行されているものと認められた。

## 2 意見

### (1) 総括意見

瀬戸内市の平成30年度決算は、一般会計、各特別会計を合わせた総額で、歳入計290億5937万余円、歳出計273億7999万余円となっている。これらの各会計に係る決算額については、会計相互間の繰入額、繰出額が含まれており、これを控除した純計決算額は、歳入279億5134万余円、歳出262億7196万余円、差引16億7938万余円となっている。

一般会計については、歳入189億6689万余円、歳出181億882万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は8億5806万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源である2億700万余円を差し引いた実質収支は6億5106万余円となっており、29年度とほぼ同様となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の26%を占める市税については、収入済額が49億2265万余円（調定額に対する収入済額の割合97.4%）となっており、29年度と比較すると2億7950万余円の減少となっている。これは、市内企業が設備投資の増加や工場用地の拡張等を実施したことにより収益が減少し、法人市民税が減少したことによるものである。また、30年度における市税の収入未済額については、1億1885万余円となっており、29年度と比較すると551万余円の減少となっている。近年、収入未済額は減少しているものの30年度においても1億円以上の収入未済額があることから、さらに滞納対策に取り組む必要がある。

一方、歳出については、一般会計の予算現額192億5634万余円に対し、支出済額は181億882万余円（執行率94.0%）となっており、ここから翌年度繰越額5億7949万余円を差し引いた不用額が5億6802万余円となっている。29年度に比べ増加額が最も大きかったものは、土木費の6億3418万余円の増加で、その主な要因は、社会資本整備総合交付金事業やJR駅前等整備事業を実施したことによるものである。また、台風や大雨等の被害に伴い、災害復旧費においても29年度に比べ1992万余円増加している。

瀬戸内市の30年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.56となっており、29年度に比べ0.01ポイント上回っている。近年、財政力指数は向上しているものの、将来を見据え、今後も向上を図る必要がある。また、経常収支比率については、86.0%で29年度に比べ1.4ポイント悪化しており、財政の硬直化が進行していることから、経常的経費の削減に努めるなど改善を図る必要がある。

30年度の決算審査においては、市が設置している基金の状況に着目し、審査を実施した。30年度における基金数は18基金で計113億7523万余円となっており、10年前と比べると59億4410

万余円増加し、その規模は約2倍となっている。これら18基金の中には、積立方針や目標額が作成されていないものや長年にわたり活用されていないもの、また、現在の基金の利用状況等に対し基金規模が適正ではないものなどが見受けられた。

基金は、将来の多大な財政負担や財源不足に備え、計画的に積み立てていくもので、非常に重要なものである。したがって、財政状況とのバランスを考慮し、適切な積立てを行っていくとともに、資金が滞留していないか、基金が既存事業の財源の付け替えとなっていないか等を常に検証し、基金の有効活用を図っていくことが重要である。

また、財産に関する調書や会計年度所属区分について多数の誤りが見受けられた。中には、30年度予算により支出しなければならないにも関わらず、予算が不足したとして、31年度予算で支出する、いわゆる前年度納入という不適切な事態も見受けられたことから、基本的な会計経理をしっかりと行っていくことが重要である。

最後に、瀬戸内市では、「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」を将来像とし、子育て、教育、生活基盤の整備に力を入れている。しかし、30年5月に実施された「瀬戸内市市民まちづくり意識調査」をみると、「第2次 瀬戸内市総合計画 後期基本計画」で示されている30年後のまちの姿を達成するための目標値に達していない項目が多数見受けられている。市が掲げる将来像を達成するためにも、限られた予算をより有効に活用すべく既存事業を見直すとともに、新たな財源を利用し、より効果的な施策を実施していくことが必要である。

## (2) 個別意見

### ア 市が設置している基金の状況について

#### (ア) 地方公共団体における基金の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）によれば、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができるとされている。また、特定の目的のために財産を取得し、又は積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分できないこととされている。

#### (イ) 基金残高等の状況

30年度において、市が設置している基金の数及び現在高は、18基金、計113億7523万余円となっている。21年度と30年度を比較すると、表1のとおり、基金が2減少した一方、基金残高は59億4410万余円増加しており、その規模は約2倍となっている。このうち、30年度における財政調整基金の残高については、21年度に比べ20億7340万余円増（増加率141%）の35億4401万余円、教育施設等整備基金の残高については、9億109万余円増（同4,215.2%）の9億2246万余円となっている。

また、26年度から30年度までの直近5か年の推移をみると、図1のとおり、基金残高は、年々増加しており、27年度に100億円を超えている。

市の財政運営のための財源調整に関する基金である財政調整基金、減債基金、国民健康保険特別会計財政調整基金及び介護給付費準備基金の4基金（以下「調整基金」という。）とこれを除いた基金（以下「特目基金」という。）の割合をみると、図1のとおり、26年度においては、調整基金が59%となっているが、年々その割合が減少し、30年度においては46%となり、特目基金の方が大きな割合を占めている状況となっている。

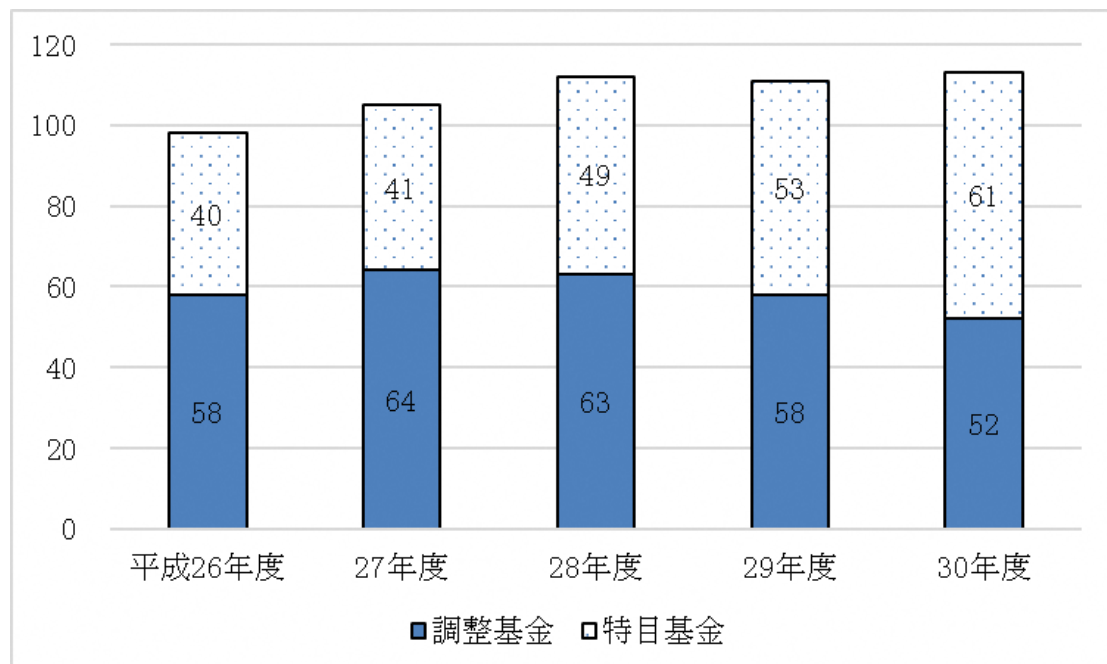
表1 基金の状況(平成21年度及び26年度から30年度まで)

(単位:千円)

基金名		平成21年度 残高	26年度 残高	27年度 残高	28年度 残高	29年度 残高	30年度 残高	
調整基金	財政調整基金	1,470,609	3,889,870	4,451,882	4,373,362	3,949,925	3,544,012	
	減債基金	564,273	1,168,334	1,184,512	1,227,079	1,030,142	831,823	
	国民健康保険特別会計財政調整基金	229,056	374,313	391,039	305,031	305,819	306,318	
	介護給付費準備基金	377,154	370,156	379,422	468,900	542,136	543,007	
	調整基金 計	2,641,092	5,802,673	6,406,855	6,374,372	5,828,022	5,225,160	
特目基金	ふるさとづくり基金	5,161	87	78	-	-	-	
	奨学資金積立金	29,248	86,238	93,865	109,398	114,781	118,437	
	地域福祉基金	25,017	8,000	3,909	-	-	-	
	教育施設等整備基金	21,377	380,059	344,995	617,667	757,677	922,467	
	美術館基金	6,834	2,549	69	95	106	124	
	図書館基金	-	1,557	2,081	232	354	357	
	前島フェリー経営安定化基金	15,412	16,186	16,219	16,803	16,845	10,373	
	竹田喜之助顕彰基金	49	55	56	59	60	61	
	備前長船刀剣博物館刀剣購入等準備基金	4,137	16,444	16,477	17,071	17,114	15,222	
	岡山いこいの村施設整備基金	43,572	71,877	80,019	90,858	99,083	107,244	
	まちづくり振興基金	1,949,007	1,946,786	1,931,855	1,981,650	1,935,603	1,891,924	
	応援基金	3,626	21,522	66,586	91,629	89,357	189,777	
	山鳥毛里帰り基金	-	-	-	-	-	149,240	
	公共施設等再編整備基金	-	742,397	1,125,674	1,441,211	1,583,273	1,749,410	
	太陽のまち基金	-	39,248	60,551	192,030	301,322	578,107	
	土地開発基金	現金	242,523	267,880	247,980	278,389	262,991	284,111
		土地・建物	150,066	138,114	158,749	137,749	153,849	133,214
	国民健康保険高額療養資金貸付基金	2,870	2,793	2,793	5,000	5,000	-	
	介護従事者処遇改善臨時特例基金	18,491	-	-	-	-	-	
	農業集落排水事業償還基金	263,173	329,954	-	-	-	-	
	下水道事業償還基金	9,472	20,334	-	-	-	-	
	特目基金 計	2,790,036	4,092,084	4,151,956	4,979,841	5,337,415	6,150,069	
合計	5,431,129	9,894,757	10,558,815	11,354,213	11,165,438	11,375,230		
基金数	20	22	20	18	18	18		

図1 基金残高の推移

(単位:億円)



(ウ) 個別の基金等の状況

30年度において、市が設置している特目基金について、基金の積立方針及び目標額などが作成され、これに基づいて基金が積み立てられているか、基金の規模は適正なものとなっているか、今後も引き続き基金として管理していく必要があるか等に着眼して審査したところ、以下の事態が見受けられた。

a 公共施設等の整備に係る基金について積立方針や目標額がないもの（2基金）

以下の2基金は、主に公共施設の整備等に充当することを目的としているものであるが、将来の整備、改修等に対する必要額が明確化されておらず、計画的な積み立てが行われているとは言い難いものとなっている。

今後、庁舎の再編等が見込まれていることから、将来の必要額を明確にした上で、これに対する積立方針や目標額を検討する必要がある。

① 教育施設等整備基金

この基金は、瀬戸内市の学校教育及び社会教育等の施設、設備等を整備する財源に充てるため設置されたものである。30年度は、1億6479万円を積み立てており、30年度残高は9億2246万余円となっている。

② 公共施設等再編整備基金

この基金は、市が設置する公共用又は公用に供する施設の再編及び整備を計画的に推進するため設置されたものである。30年度は、1億6613万余円を積み立てており、30年度残高は17億4941万円となっている。

b 基金として管理していくことを検討する必要があるもの（3基金）

以下の3基金については、近年、主に基金の運用によって生じた利息（以下「運用益」という。）を積み立てており、今後の活用方針等が示されていない。また、既に基金残高も少額であることから、事務の効率化等も念頭に、今後も引き続き基金として管理していく必要性を検討する必要がある。

① 美術館基金

この基金は、牛窓町ゆかりの佐竹徳画伯の功績を顕彰し、美術館の建設及び運営に資するため設置されたものである。当基金は、27年度に5周年記念行事の費用に充当するため、250万円を取り崩しているものの、その後は寄附金と運用益を積み立てており、30年度残高は12万余円となっている。

② 図書館基金

この基金は、図書館施設等の整備及び機能の充実を図るため設置されたものである。

当基金は、27、28両年度に図書館用の備品購入費用に充当するため、計344万余円を取り崩している。そして、その後は運用益のみを積み立てており、30年度残高は35万余円となっている。

③ 竹田喜之助顕彰基金

この基金は、邑久町が輩出した人形師竹田喜之助の業績をたたえ、人形劇の普及を図り、広く市民の文化の向上と豊かな情操を培い、活力あるまちづくりの推進に寄与するため設置されたものである。当基金は、長年にわたり取り崩しがなく、運用益のみを積み立てている状況となっており、30年度残高は6万余円となっている。

c 基金等の規模を検討する必要があるもの（2基金）

以下の2基金については、これまでの基金残高の推移や現在の用途等を勘案すると、現行の基金の規模を維持し続けることが適当だとは言い難いものとなっている。したがって、今後の必要額を明確にした上で、基金の規模の見直しを検討する必要がある。

① 奨学資金積立金

この積立金は、瀬戸内市奨学資金の貸付けをするための資金を積み立てることを目的として設置されたものである。当積立金は、現在、奨学金の貸付額と返済額の差を調整するためのものとなっており、直近5年間の推移をみると、26年度残高は8623万余円であったものが、30年度では1億1843万余円と年々増加している状況となっている。

② 土地開発基金

この基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため設置されたものであり、基金の額は3億8000万円とされている。

近年の状況についてみると、26年度では4億599万余円の残高だったものが30年度においては4億1732万余円と1133万余円増加している。中でも現金については、27年度に1989万余円、29年度に1539万余円を利用したものの毎年2億円以上が基金に保有されている状況となっている。（令和元年度随時監査結果報告書参照）

d 目標が達成できる事業に充当されているか検討が必要なもの（1基金）

① 太陽のまち基金

この基金は、太陽光発電所用地として錦海塩田跡地を活用することによって生じる収入を活用し、錦海塩田跡地等の維持保全を行うとともに、まちの活性化を図るために必要な事業の財源に充てるため設置されたものである。

市は、安全・安心を確保した上で地域の活性化を柱として、将来につながる施策を行うことを基本方針とした「太陽のまちプロジェクト（平成27年2月）」を作成しており、当プロジェクトに該当する事業に基金を充当することとしている。

当基金は、27年度から25年間にわたり安定した収入が見込まれるものであることから、当プロジェクトが達成できる事業に基金が充当されているか常に検討していくことが重要である。

#### (エ) まとめ

基金は、将来の多大な財政負担や財源不足に備え、計画的に積み立てていくことが重要である。一方で、市が抱えている課題等を解決していく上で一定の財政出動も必要であることから、これらのバランスを考慮し、適切な積立を行っていく必要がある。

また、国では、基金事業は、「複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込みがたく、弾力的な支出が必要であることその他特段の事業があること及びあらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められること」としている。

本市においてもこの考え方を再確認するとともに、資金が滞留していないか、基金が既存事業の財源の付け替えとなっていないか、基金の規模は適正なものとなっているかを常に検証し、基金の有効活用を図っていく必要がある。



## イ 財産に関する調書の表示等について

市は、決算に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に規定されている財産に関する調書（以下「財産調書」という。）を作成している。

財産調書は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）において様式が規定されており、土地及び建物、物品、債権等については、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載することとされている。

### ① 土地及び建物、出資による権利、物品、債権の記載が誤っていたもの

30年度の財産調書について審査したところ、土地及び建物、物品、債権については、30年度中の異動等が適正に記載されておらず、結果として、決算年度中増減高、決算年度末現在高が誤っている。また、出資による権利については、岡山県信用保証協会出捐金が9万円少なく記載されている。

### ② 基金の決算年度末現在高が誤っていたもの

財産調書における基金については、3月31日時点における決算年度末現在高を記載しなければならない。しかし、審査に付された財産調書には、出納整理期間中の異動を含んだ5月31日時点の残高が記載されており、決算年度末現在高とは異なるものとなっている。

したがって、土地及び建物、出資による権利、物品、債権、基金の多くに誤った決算年度末現在高等が記載されていることから、30年度の財産調書の表示の多くが適正でないと認められる。

昨年度の決算審査意見書でも述べたとおり、財産調書は市の財産の現在高等を議会に報告し、市民に対して市が保有する財産の現況を明らかにするという性格を有するものであり、正確に記載することは極めて重要である。

昨年度に引き続き、誤りが多数見受けられたことから、市においては、職員に対し、財産調書の重要性を改めて周知するとともに、財産調書の作成に当たっては、作成のとりまとめの部署を明確にするるとともに、複数の部署において確認を行うなどの対策を講ずる必要がある。

## ウ 会計年度所属区分について

市の歳出事務は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、瀬戸内市契約規則(平成16年規則第50号。以下「規則」という。)等に基づき行うこととなっている。

施行令では、歳出の会計年度所属区分が規定されており、電信電話料等は、その支出の原因である事実の存した期間の属する年度、物件購入等、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度とされている。

また、規則では、相手方が契約の給付を完了したときは、納品書等に基づき、必要な検査をしなければならないとされている。

30年度一般会計歳入歳出決算書を審査したところ、表2のとおり、支出における会計年度所属区分が誤っているものが3件見受けられた。

表2 支出における会計年度所属区分が誤っているもの

所属部署	款・項	内容	支出額	(誤)	(正)
危機管理課	総務費 総務管理費	組立式トイレの購入 (災害用備蓄品)	7,776円	31年度	30年度
秘書広報課	総務費 総務管理費	クラウドファンディング お礼の品代	61,915円	31年度	30年度
牛窓学校給 食調理場	教育費 保健体育費	4月分通話料及び財 務会計回線使用料	14,717円	30年度	29年度

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 前年度に納品されたにもかかわらず翌年度予算により支出していたもの

危機管理課は、31年3月初旬に、組立式トイレ24台、計93,312円を発注し、3月18日に納品を受け、同時に検査を行った。このうち、22台分、計85,536円については30年度予算により支出していたものの、残り2台分、計7,776円分については、予算が不足したとして31年度予算により支出していた。

<事例2> 会計年度所属区分を誤ったもの

秘書広報課は、クラウドファンディングに係る3月分のお礼の品代計61,915円について、3月25日までに商品の送付が完了したことから、年度内に検査を行ったうえで、30年度予算により支出する必要があった。しかし、同課では、31年4月1日付けの請求書を受領したことから誤って同日を検査日として31年度予算により支出していた。

このように、前年度に納品されたにも関わらず翌年度予算により支出したり、会計年度所属区分を誤って支出したりしたことは、法令等に違反しており、適切でないと認められる。

また、監査委員は、決算審査のほか、例月現金出納検査の一環として、毎月の支出伝票の確認を実施しているが、この中においても検査に係る誤りや検査日の修正が多く見受けられている。

したがって、会計管理者等においては、基本的な会計経理の重要性を改めて全職員に周知する必要がある。

### 3 決算の概要

30年度の瀬戸内市一般会計、各特別会計の決算額は、表3のとおり、歳入計290億5937万余円（予算対比97.8%）、歳出計273億7999万余円（予算対比92.2%）となっている。

一般会計については、歳入189億6689万余円、歳出181億882万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、8億5806万余円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源2億700万余円を差し引いた実質収支は、6億5106万余円となっている。

特別会計については、瀬戸内市国民健康保険特別会計ほか5特別会計の歳入総額は100億9248万余円、歳出総額は92億7117万余円となり、形式収支は8億2131万余円となっている。30年度については、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、形式収支と実質収支が同額となる。

表3 平成30年度瀬戸内市決算の状況

(単位:円)

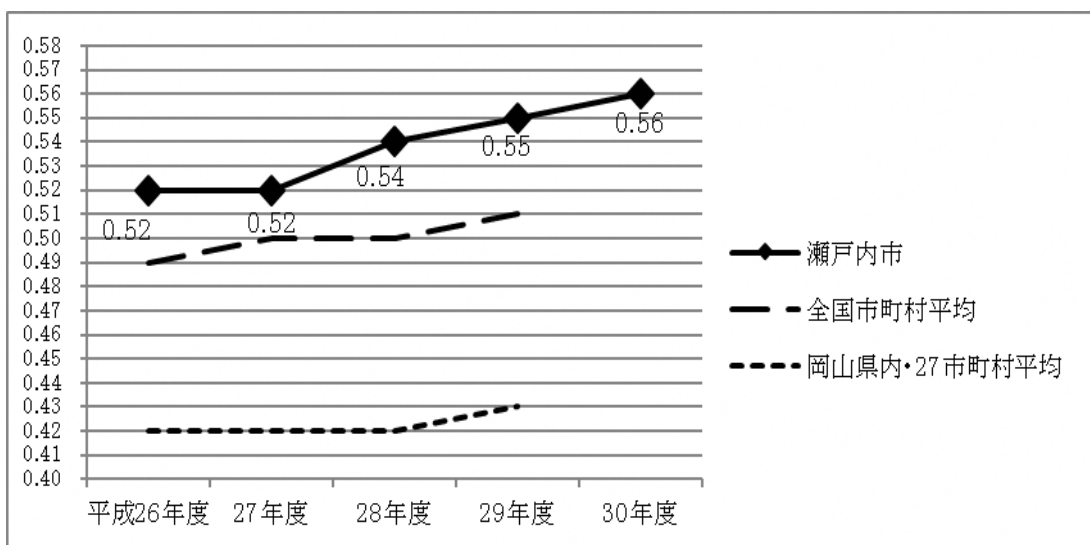
区分	歳入	歳出	形式収支	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	18,966,896,654	18,108,826,945	858,069,709	207,002,730	651,066,979
特別会計合計	10,092,482,608	9,271,170,739	821,311,869	0	821,311,869
国民健康保険特別会計	4,263,209,493	4,203,876,946	59,332,547	0	59,332,547
国民健康保険診療施設 裳掛診療所特別会計	25,073,585	24,872,894	200,691	0	200,691
介護保険特別会計	4,277,132,489	4,146,487,880	130,644,609	0	130,644,609
後期高齢者医療特別 会計	535,033,771	535,033,138	633	0	633
土地開発事業特別会計	84,040,712	37,626,680	46,414,032	0	46,414,032
企業団地造成事業特別 会計	907,992,558	323,273,201	584,719,357	0	584,719,357
総計	29,059,379,262	27,379,997,684	1,679,381,578	207,002,730	1,472,378,848

表4 予算に対する執行率

(単位:円)

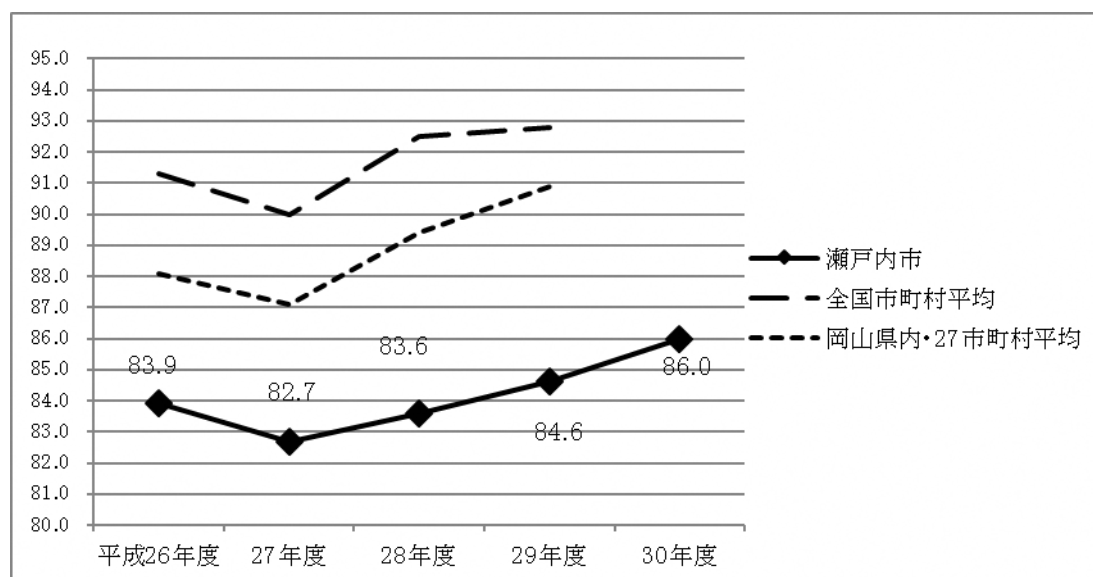
区分	予算現額	歳入	歳出
一般会計	19,256,349,534	98.5%	94.0%
特別会計 合計	10,450,373,560	96.6%	88.7%
総計	29,706,723,094	97.8%	92.2%

図2 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧(総務省)から抽出した。  
 (注2) 平成30年度の他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図3 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧(総務省)から抽出した。  
 (注2) 平成30年度の他市町村の経常収支比率は、現時点で未公表のため表示していない。